

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する農林土木工事及び委託業務（以下「工事等」という。）において、情報共有システムの活用を試行するに当たり、必要事項を次のとおり定める。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 機能要件

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」。

※国土交通省ホームページ参照 (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/)

(対象工事等)

第3条 情報共有システムを活用する工事等は、次のいずれかとする。

(1) 農林土木工事

発注者指定型

当初請負対象金額が3千万円以上の工事を対象とし、原則、情報共有システムを活用するものとする。

受注者希望型

当初請負対象金額が3千万円未満の工事を対象とし、受発注者間の協議により情報共有システムの活用を決定するものとする。

(2) 委託業務

受注者希望型

全ての委託業務を対象とし、受発注者間の協議により情報共有システムの活用を決定するものとする。

(使用システム)

第4条 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システムの最新ものを標準とする。ただし、発注者が認めた場合は、前述の標準のシステム以外のシステムも使用可能とする。

※情報共有システム提供者における機能要件対応状況は、国土交通省ホームページを参照。

(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

(対象書類)

第5条 情報共有システムの対象書類は、次のとおりとする。

(1) 農林土木工事

徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】に基づき、電子納品の対象とした書類の中から、受発注者間の協議により決定する。

(2) 委託業務

受発注者間の協議により決定する。

2 前項に定める書類を、県の定める様式で出力できないシステムにおいては、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(電子署名・電子押印)

第6条 情報共有システムで処理を行う帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工（履行）中においては、帳票の変更履歴を記録し、工事等完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第7条 電子納品・検査・成果品の保管については、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】及び徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に基づき、実施するものとする。

(システム使用料)

第8条 農林土木工事においては、情報共有システムに要する使用料は共通仮設費に含まれるものとする。

2 委託業務においては、契約後、使用する情報共有システムに応じて精算変更を行うものとする。ただし、月額利用料のみの計上とし、諸経費の対象外とする。

3 山間部等の電波の確保が困難な環境での通信環境整備(衛生通信等)に伴う費用分については、機器本体の費用を除く、通信費等を受注者からの見積を確認の上、計上し、経費の対象外とする。

(工事成績評定)

第9条 農林土木工事においては、本要領に基づき情報共有システムを使用した場合は、主任監督員又は現場監督員による評価（5. 創意工夫 I. 創意工夫【その他】）にて評価するものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。